

○学校法人筑紫女学園役員報酬等規程

令和 2（2020）年 3 月 25 日

規則第 1 号

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人筑紫女学園(以下「本学園」という。)寄附行為(昭和 26(1951)年則第 1 号)第 44 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員(学長、校長を含む。)としての給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金及び通勤手当をいう。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第 3 条 次の各号に掲げる役員に対して支給する報酬等は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 常勤理事 報酬、賞与、退職慰労金及び通勤手当
- (2) 職員理事 役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事 報酬及び退職慰労金

（報酬等の額の算定方法）

第 4 条 次の各号に掲げる常勤理事に対する報酬等の額は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
- (2) 賞与 別表第 2 に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第 3 に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- (4) 通勤手当 学校法人筑紫女学園給与規程(平成 6 (1994)年則第 3 号。以下「給与規程」という。)第 15 条に準じて算出される額

2 非常勤理事及び監事に対する報酬等の額は、別表第 4 及び別表第 5 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程第3条、第4条、第6条、第16条及び学校法人筑紫女学園専任教職員退職金規程(平成元(1989)年則第1号。以下「退職金規程」という。)第7条、第8条、第9条、第10条を準用し、給与とあるのは報酬に、期末手当とあるのは賞与に、退職金とあるのは退職慰労金に、それぞれ読替えるものとする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 常勤理事の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等の額については、給与規程第5条を準用し、「給与」とあるのは「報酬及び通勤手当」に読替えるものとする。

(公表)

第8条 本学園は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2(2020)年4月1日から施行する。
- 2 学校法人筑紫女学園役員報酬規程(平成10(1998)年則第1号)は廃止する。

別表第1(常勤理事の報酬)

役 職 名	報酬の額
理 事 長	月額 700,000円
常務理事	月額 559,000円

別表第2(常勤理事の賞与)

6月の賞与	報酬月額×教職員に対する当該年度の期末手当支給率
12月の賞与	〃

別表第3(常勤理事の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在職年数×1～1.5

＊ 上記の在職期間の計算は、退職金規程第4条第2項及び同条第3項を準用し、専任教職員とあるのは常勤理事に読替えるものとする。

別表第4(非常勤役員の報酬)

(1) 非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 15,700円
------------	------------

(2) 監事

監事監査、理事会等会議への出席 その他法人業務のための勤務	月額 40,000円
----------------------------------	------------

別表第5(非常勤役員の退職慰労金)

非常勤理事	100,000円(就任期間2年以上の者)
非常勤監事	100,000円(就任期間2年以上の者)